入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県病院局財務規程（昭和39年香川県規則第35号）第102条に基づき、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和８年１１月６日

香川県立中央病院長　髙口　浩一

１　入札に付する事項

（１）　購入物品名及び予定数量

物品名：看護業務支援システム用端末　　１３８台

（２）　購入物品の要求諸元

仕様書による

（３）　納入場所

香川県立中央病院

（４）　納入期限

令和８年１２月２８日

（５）　入札方法

かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和８年１１月２４日午後３時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（看護業務支援システム用端末購入)」とすること。

提出先：chuobyoin@pref.kagawa.lg.jp

４　契約の内容を示す日時及び場所等（入札書説明書の交付等）

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１２日（木）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から正午及び午後１時から午後5時)

郵便番号７６０－８５５７

香川県高松市朝日町一丁目２番１号
香川県立中央病院　業務課
電話番号　０８７－８１１－３３３３
ＦＡＸ　０８７－８０２－１１８８

5　契約の内容に関する質問の受付
契約の内容に関する質問がある場合は、令和８年１１月１３日（金）午後５時までに香川県立中央病院業務課（４に示した場所）に対し、文書で行うこと。（文書はＦＡＸでの送付も可とする。）
回答は、令和８年１１月１６日(月)までに、本入札説明書交付者全てに対してＦＡＸで回答する。

6　入札及び開札
（1）　電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和８年１１月２４日（火）午後３時
（2）　開札の日時
令和８年１１月２４日（火）午後３時１５分
（3）　開札の場所
香川県立中央病院　業務課

7　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8　入札保証金及び契約保証金
規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和８年１１月１８日（水）午後３時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県立中央病院業務課に提出すること。

9　入札者の参加資格
次に掲げる要件を満たす者であること
（1）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
（2）　香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
（3）　香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
（4）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
①　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
②　民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
（5）本公告に係る入札説明書の交付を受けたものであること。
（6）本公告に示した購入物品の仕様書に合致した物品を確実に納入し得ること及び迅速な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

１０　入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、9の(6)の要件を満たすことを証明する書類を、令和８年１１月１８日(水) 午後３時までに、４に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和８年１１月２０日（金）までに通知する。

１１　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

１２　入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

１３　落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知等及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

１４　落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

１５　予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

１６　その他

（1）詳細は、入札説明書による。

（2）落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領に基づく措置を講じる。